

☆ 利用案内 ☆

公民館使用上の注意

《 使用目的 》

社会教育法、東村山市立公民館条例、東村山市立公民館条例施行等の各種規定を遵守し、生活文化、生涯学習社会福祉の向上、増進を目的とした活動を行ってください。

《 開館時間と休館日 》

- 開館時間 午前9時から午後10時まで
(窓口受付時間 午前9時から午後9時まで)
- 休館日 毎週月曜日
年末年始(12/29~1/4)

《 申請手続き 》

1 集会室

公共施設予約システムの利用登録団体

- 抽選の申込みは3ヶ月前の15日から月末まで。
- 随時申し込みは2ヶ月前の20日から使用前日まで。(先着順)
- 申請方法はシステムを利用してください。

公共施設予約システムの登録をしていない団体

- 抽選の申込みはできません。
- 随時申し込みは2ヶ月前の20日から当日まで。(先着順)
- 申請方法は来館して使用申請書に記入してください。

※ 登録については公民館窓口へお尋ねください。

2 ホール

- 使用希望日の1年前(市外の方は11ヶ月前)の日の属する月の初日から使用希望日の1ヶ月前まで。(窓口で申請)
※概ね1ヶ月前に“ホール打ち合せ”をおこないますので、余裕をもってお申込みください。(詳しくは別紙の“ホール使用案内”をご覧ください)

■ 使用の承認・使用料・使用時間

- 集会室等の使用料は**使用日**に納めていただきます。
- 窓口に**仮予約番号**を提示してください。
- 使用承認書兼領収書を発行します。納められた使用料は原則として返金できません。
- ホールの使用料は**申請時**に納めていただきます。
《 控え室・機材は別料金です 》
- 申請内容が実際と異なることや、使用の権利を他人に譲ること等は認められません。
- 予約後、ご利用されなくなった場合は速やかに**キャンセルの手続き**を行ってください。

- 使用時間は準備と片付けの時間を含みます。もとのとおりに整理・整頓をして、鍵を事務所へ戻してください。
- 館内にゴミ箱はございません。施設使用後は各自お持ち帰りください。
- 茶器は給湯室にあります。使用後は洗ってもとの所へ戻してください。
- 館内には酒類は一切持ち込まないでください。
- 事務用品、消耗品は使用者が用意してください。
- 児童等で公民館を使用される場合は、団体責任者(20歳以上の保護者の方)が使用申請をしてください。使用当日も必ず大人の方が付き添い、事故防止をはかると共に施設の使い方についても適切なご指導の上、他の利用者に迷惑をかけないようにしてください。
- 館内及び敷地内で物品の販売行為は**禁止**しています。特別の事情がある場合には、あらかじめ申し出て承認を受けてください。
- 指定された場所以外の壁面などに装飾や掲示物を貼る場合には、あらかじめその内容を申し出て承認を受けてください。
- 公民館には駐車場がありませんので電車、バス等をご利用ください。(障害のある方、大きな荷物の運搬がある方はご相談ください。)その他、ご不明な点がございましたら事務所へお問い合わせください。

★ 公民館で活動できないもの

- 営利(私塾的なもの)を目的とする事業
- 特定の政党の利害に関するもの
- 特定宗教に関するもの

集会室使用区分時間

午前 9:00~12:00
午後Ⅰ 12:20~15:20
午後Ⅱ 15:40~18:40
夜間 19:00~22:00

* 印刷機 *

社会教育を目的とした団体が活動資料を作成する場合にご利用できます。(B5~A3対応)
用紙は利用者でご用意ください。原紙・インク代は使用料に応じてお支払いいただきます。(使用時間9時から21時迄)

* コピーサービス *

著作権法に差し支えない内容のもの
(B5~A3まで1枚10円)

* 交換ボックス *

公民館において、社会教育的又は、文化的活動を毎月継続して利用している団体が使用できます。申請にもとづき年度単位で使用できます。(抽選を行う場合もあります。)

☆ ホール・集会室使用料金表 ☆

ホール(定員457名・内車椅子3)/1時間あたり

	平日	土・日・祝日
市内(基本)	6,600円 (1日13時間 85,800円)	7,600円 (1日13時間 98,800円)
市外	7,920円 (1日13時間 102,960円)	9,120円 (1日13時間 118,560円)

*市内に在住・在勤・在学でない方がご利用になる場合は基本料金の20%増しになります。

2009.7.1~

施設名	1使用区分	(市外料金)	定員(名)
展示室〔1日単位〕	6,800	8,160	※一日分
第1集会室	450	540	24
第2集会室	450	540	24
第3集会室	800	960	45
第4集会室	350	420	18
第5集会室	350	420	18
リハール室	1,000	1,200	60
料理教室	650	780	25
美術工芸室	850	1,020	36
視聴覚室	1,000	1,200	50
第1和室(18畳間)	600	720	30
第2和室(14畳間)	450	540	22
第1音楽室(地下)	350	420	20
第2音楽室(4階)	350	420	18
レクリエーションルーム	2,450	2,940	120
保育室	500	600	18

《 入場料割増し 》

使用者が入場料、その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、下記の割増率を乗じて得た額を加算します。

入場料等1人当たりの最高額	割増率
1,000円未満(消費税を含む)	30%
1,000円以上2,000円未満(消費税を含む)	50%
2,000円以上(消費税を含む)	100%